

北海道特用林産振興方針

平成30年 3月

北海道水産林務部

目 次

	ページ
第1 策定の趣旨	1
第2 振興方針の取組期間	1
第3 特用林産物の生産の現状と課題	2
1 きのご類・山菜類	2
(1) 現状	2
ア きのご類	2
イ 山菜類	12
(2) 課題	13
2 木炭・木酢液・薪	14
(1) 現状	14
ア 木炭	14
イ 木酢液	16
ウ 薪	17
(2) 課題	17
3 その他の特用林産物	18
(1) 現状	18
(2) 課題	18
第4 特用林産振興のめざす方向と推進方策	19
1 特用林産振興のめざす方向	19
2 特用林産振興の推進方策	20
(1) 道産特用林産物の需要拡大	20
ア きのご類・山菜類	20
イ 木炭・木酢液・薪	20
ウ その他の特用林産物	21
(2) 良質で安全・安心な道産特用林産物の安定供給	21
ア きのご類・山菜類	21
イ 木炭・木酢液・薪	22
ウ その他の特用林産物	22
第5 推進体制と道及び関係者等の役割	23
1 推進体制	23
2 役割	23
用語解説等	25

第1 策定の趣旨

北海道の豊かな森林資源を背景に生産されるきのこ、山菜、木炭などの特用林産物は、林業産出額の25%を占めており、農山村地域における農林家などの収入源として、また雇用の創出に寄与するものとして、大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、特用林産物を取り巻く環境は、生産者の高齢化や後継者不足に加え、産地間競争の激化から、小規模な生産者が生産中止を余儀なくされるなど厳しい状況にある。

こうしたなか、近年、生産者が加工から販売までを一体的に行う6次産業化の取組も増え始め、新たな付加価値の創造や農山村地域の活性化に繋がる取組として期待されている。

また、これまで輸入品が主流だったきくらげ類や薬用きのこ・薬用植物などで国内生産が増加しているほか、一般家庭や飲食店などで薪の利用が進んでいるなど、消費者ニーズの変化を取り入れた需要開拓の動きも見られる。

一方、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準を満たすものとしてGAPが示されたことを契機に、きのこ類や山菜類においても一般消費者の食品安全、環境保全等に関する意識がさらに高まることが予想されることから、GAPの取組を通じて安全・安心な道産きのこ類や山菜類を提供していく必要がある。

これまで道では、「北海道特用林産振興基本計画（計画期間：平成10～19年度）」や「北海道特用林産振興方針（現在の取組期間：平成25～29年度）」を策定し、道産特用林産物の生産振興を図るため、様々な取組を進めてきたところである。

引き続き、これまでの課題に取り組んでいくとともに、新たなニーズにも的確に対応することにより、特用林産物の生産振興を通じて、森林資源の循環利用が促進され、農山村地域における就業機会が確保されるよう、平成30年度を始期として、今後取り組むべき基本方向を示す新たな振興方針を策定するものである。

なお、本振興方針は、「北海道森林づくり基本計画（平成29年3月策定）」において、「施策の展開方向」に示された「特用林産物の生産の振興」や「山村地域における就業機会の確保」の具体的な取組方針として位置付ける。

第2 振興方針の取組期間

本振興方針の取組期間は、北海道森林づくり基本計画との整合を図り、平成30年度から平成38年度までとし、社会情勢の変化などに適切に対応していくため、基本計画の見直しに合わせて本振興方針の見直しを検討する。

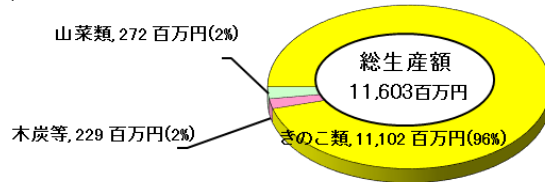
第3 特用林産物の生産の現状と課題

道内の特用林産物の生産額（推計値）は、平成28年で約116億円（図-1）と林業産出額457億円の25%を占めている。

[図-1]

北海道の特用林産生産額

（以下、生産量、生産額及び生産者数は、原則、平成28年実績で記載する。）



1 きのこ類・山菜類

(1) 現状

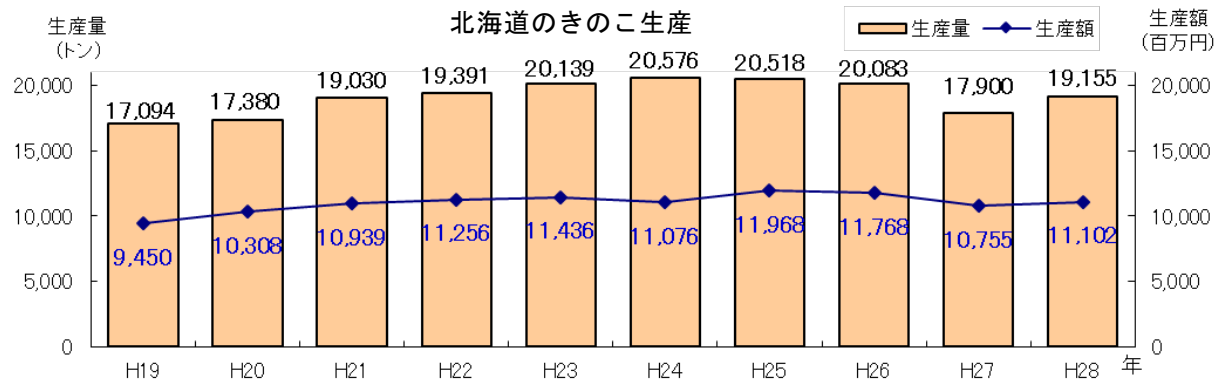
ア きのこ類

全国のきのこの生産量は約46万トンで、道内での生産量は19,155トン（図-2）、全国に占める割合は4%となっている。生産量が最も多いのは生しいたけで、きのこ生産量全体の40%近くを占めている（図-3、図-5）。

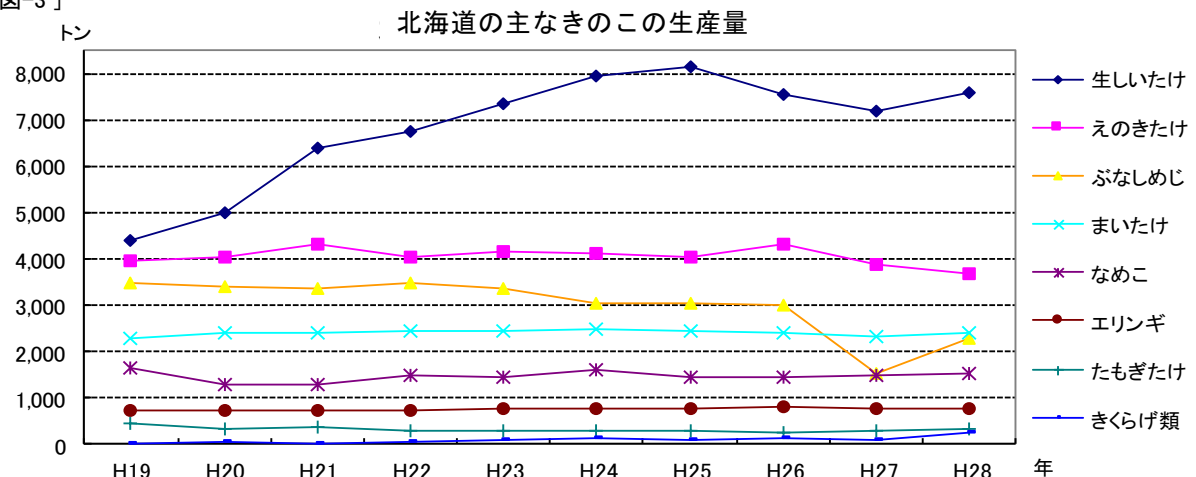
近年のきのこの生産状況は、大規模な生産施設が平成26年に大雨被害、平成27年に火災と相次いで被災したことなどから一時的に生産量が落ち込んだものの、平成28年には生産量が回復しつつある。

また、生産額は約111億円で、道産特用林産物生産額の96%を占めており、生産量・生産額ともほぼ横ばいで推移している（図-2）。

[図-2]

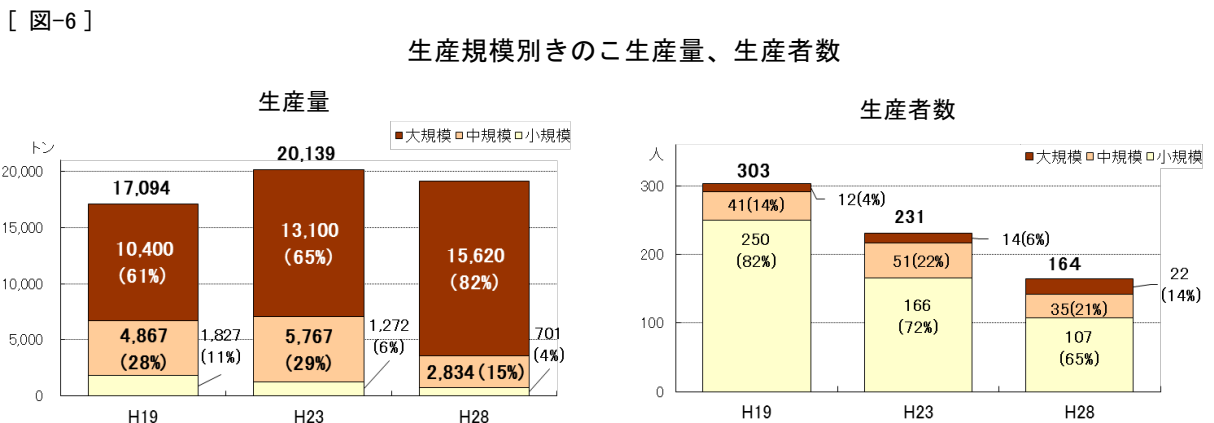
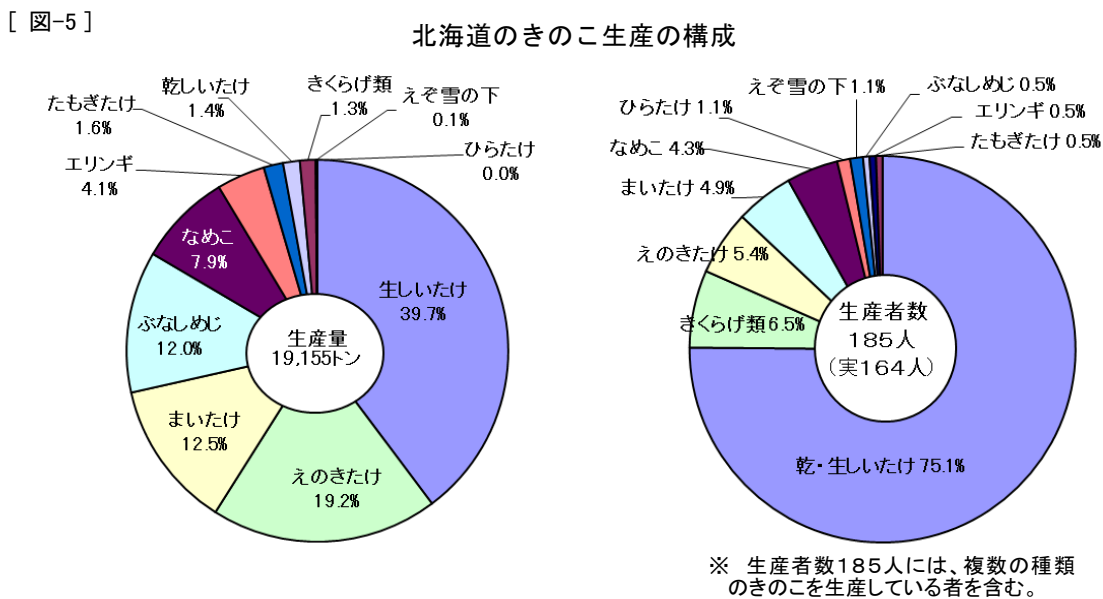
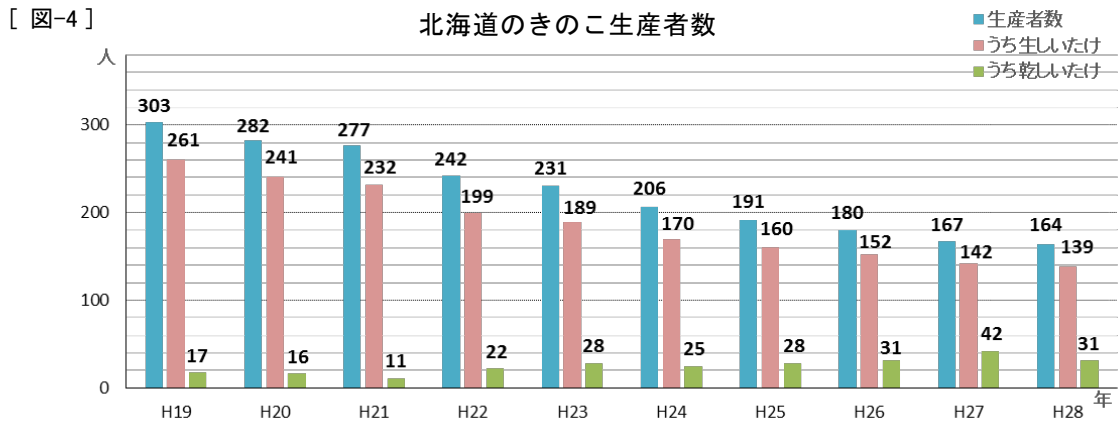


[図-3]



きのこ生産者数は164人（「生産者数」には、個人以外の企業などを含む。）で、その内の84%にあたる139人がしいたけ生産者である（図-4）。

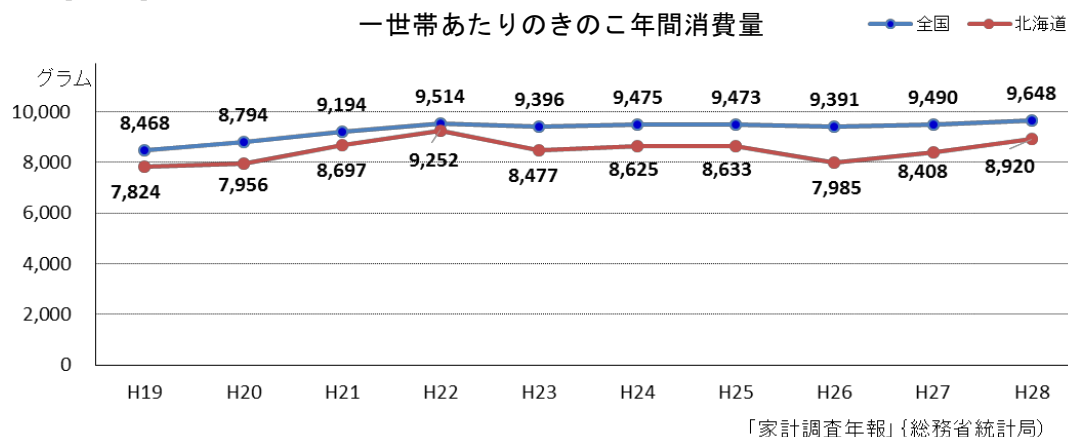
近年、大規模生産者による生産量が増加している一方で、生産者数は年々減少しており、特に高齢化や後継者不足等もあって、小規模生産者の減少が著しく、最近10年間でほぼ半減している（図-6）。



※ 生産規模は、年間生産額が1億円以上を大規模、2千万円以上1億円未満を中規模、2千万円未満を小規模として分類。

一世帯あたりの道内のきのこの年間消費量は、平成26年以降徐々に増加し、920グラムとなっているものの、全国平均の9,648グラムよりも少ない状況である（図-7）。

[図-7]



きのこは青果物の一部として扱われており、その流通は、卸売市場を経由する卸売市場流通と、市場外流通（生産者からスーパーマーケット等に販売される直販や生産者あるいは生産者組織による直売所やインターネットを通じた直売などの形態）に分けられるが、近年は市場外流通の比率が増加する傾向にある。

全道規模のきのこの生産者組織としては、「北海道きのこ生産・消費振興会」が生産者の技術や生産意欲の向上、消費拡大に向けた活動を行っているほか、種菌メーカー主導により組織された団体が、栽培技術等に関する研修会や情報交換などを実施している。

また、約8割の生産者が、共同出荷などの事業を実施する生産組合等の組織に加入している。

きのこの安全・安心を確保する取組としては、道が平成17年に「道産きのこ生産履歴管理の手引」を作成し生産履歴管理の普及を図ってきたほか、生産者団体等による独自の生産管理の取組も行われてきた。

また、国では、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理に関するGAPの取組を推進しており、GAPの取組には生産履歴管理も含まれることから、今後は、GAPの取組を通じてきのこの安全・安心の確保が進むことが想定される。

近年、付加価値向上に向けた取組も各地で進んでおり、6次産業化による新商品の開発・販売やきのこ生産者が自ら展開するレストランで利用するといった取組も行われている。

(7) しいたけ

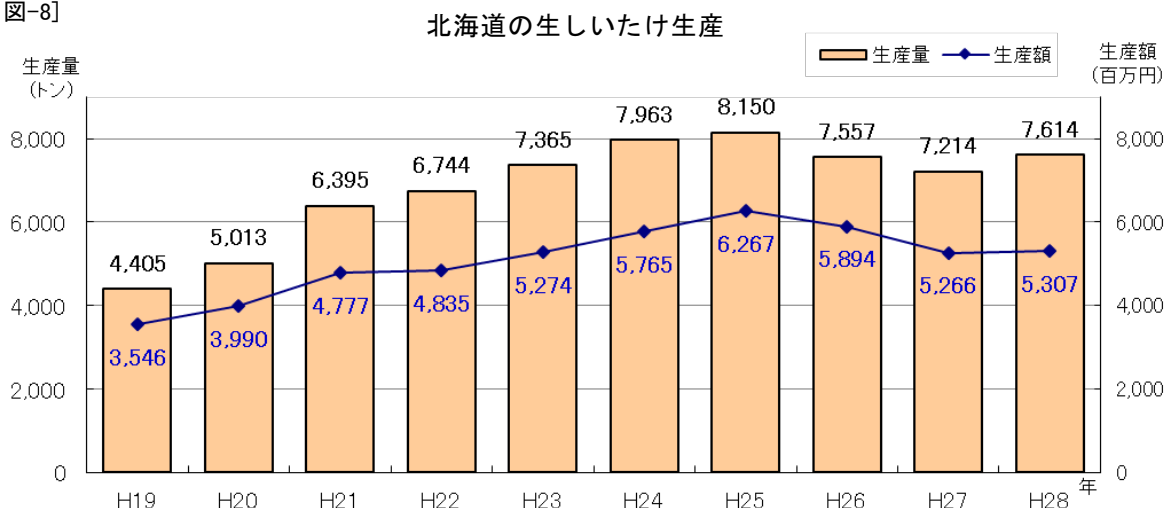
生しいたけの全国生産量は約7万トンで、道内における生産量は7,614トン(図-8)、全国に占める割合は11%となっている。都道府県別生産量は徳島県に次いで第2位となっており、道外にも出荷されている。

近年の生産状況は、大規模生産者による生産量が増加したことなどから、平成25年まで増加傾向で推移していたが、平成26年に大規模な生産施設が大雨により被災したため一時的に減少した(図-8)。

また、生産額は約53億円で、きのこ生産額全体の48%を占め(図-2, 図-8)、価格については近年は横ばいで推移している(図-9)。

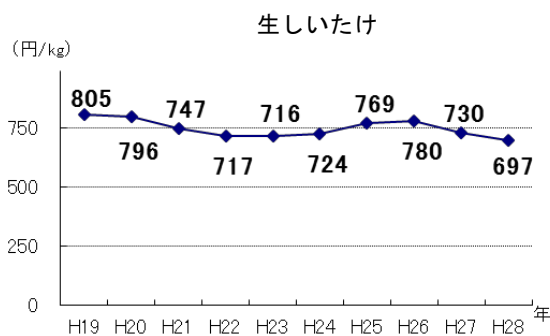
生産者数は139人で、平成23年から平成28年にかけて、大規模生産者の生産割合が66%から71%へ増加しているのに対し、小規模生産者の生産割合は14%から8%へ減少している(表-1)。

[図-8]



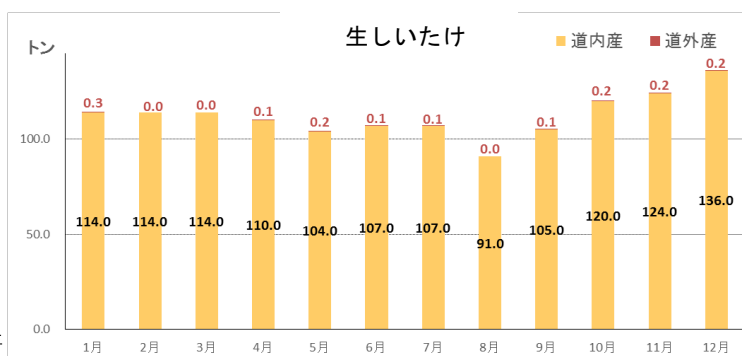
[図-9]

生しいたけの価格



[参考資料-1]

月別市場取扱量



※ 道内の主な市場調査結果

[表-1]

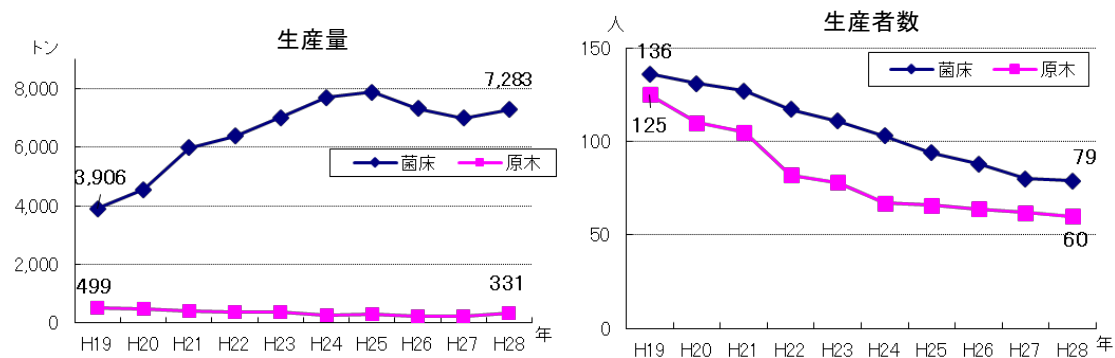
生しいたけ生産量（生産規模別）

生産規模（生産額）		平成23年				平成28年			
		人数(人)	生産量(トン)	構成比	平均(トン)	人数(人)	生産量(トン)	構成比	平均(トン)
大規模		8	4,841	66%	605	10	5,375	71%	538
(1億円以上)	原木	0	0	0%	0	0	0	0%	0
	菌床	8	4,841	66%	605	10	5,375	71%	538
中規模		27	1,484	20%	55	24	1,601	21%	67
(2千万円以上 ～1億円未満)	原木	3	72	1%	24	1	129	2%	129
	菌床	24	1,412	19%	59	23	1,472	19%	64
小規模		155	1,040	14%	7	105	638	8%	6
(2千万円未満)	原木	77	279	4%	4	59	202	3%	3
	菌床	78	761	10%	10	46	436	6%	9
計		190	7,365	100%	39	139	7,614	100%	55

栽培方法別では、規模の拡大や省力化が比較的容易な菌床栽培が主流で、生産量は菌床栽培が7,283トン、原木栽培が331トンと、菌床栽培が生しいたけ生産量の96%を占めている（図-10）。また、栽培に使用する菌床ブロック調達量は近年は横ばいで推移し、きのこ原木伏込量は年々減少している（表-2）。

[図-10]

生しいたけの栽培方法別（菌床・原木）生産量、生産者数



[表-2]

生しいたけの菌床ブロック調達量と原木伏込量

(単位:千本、千個)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
菌床ブロック調達量	8,391	9,483	13,003	15,139	16,566	13,315	18,593	16,641	17,732	17,055
原木伏込量	715	643	562	563	539	490	434	428	372	324

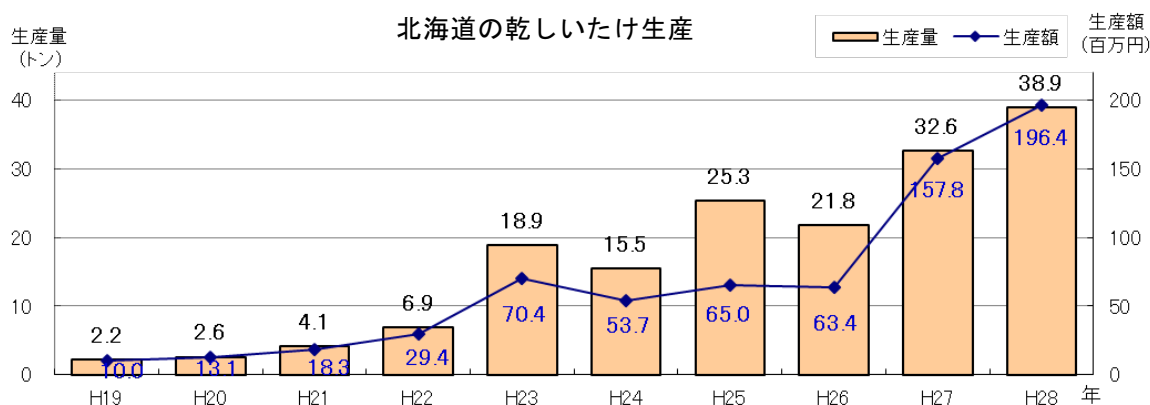
道内で生しいたけの生産が盛んな上位3市町村は、菌床栽培では白老町、栗山町、石狩市、原木栽培では愛別町、由仁町、今金町の順となっている。

生しいたけの輸入量は、全国で年間2千トン程度で推移しており、道内には平成17年以降輸入されていない。

一方、乾しいたけの生産量は、消費量の減少や低価格な輸入製品との競合により、全国的には減少傾向にあるものの、道内の生産量は、生しいたけとしての出荷に不向きなものをスライスして乾しいたけに有効利用することにより、平成18年以降増加傾向で推移している（図-11）。

道内で乾しいたけの生産が盛んな上位3市町村は、栗山町、石狩市、中標津町の順となっている。

[図-11]



(イ) しいたけ以外のきのこ（なめこ、えのきたけ、まいたけなど9種）

道内のしいたけ以外のきのこの過去5年間の生産量の動向は、きくらげが生産量を大きく伸ばしており、なめこ、たもぎたけ、まいたけ、エリンギ、えぞ雪の下がほぼ横ばいで推移している。えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじは減少しており、特にひらたけは平成24年に比べ2割以下まで落ち込んでいる。減少した要因としては、ぶなしめじは平成27年の工場火災、ひらたけは生産者の減少による影響が大きいものと思われる（表-3, 図-12）。

また、新たなきのこの生産も進んでおり、道立総合研究機構森林研究本部林産試験場（以下「林産試験場」という。）が開発したきのこは複数あり、そのうち、たもぎたけは全国シェアの7割を占めているほか、まいたけ（大雪華の舞1号）はインフルエンザワクチン増強作用があり、それを使用した加工食品がヘルシーDo（北海道食品機能性表示制度）に認定されている。

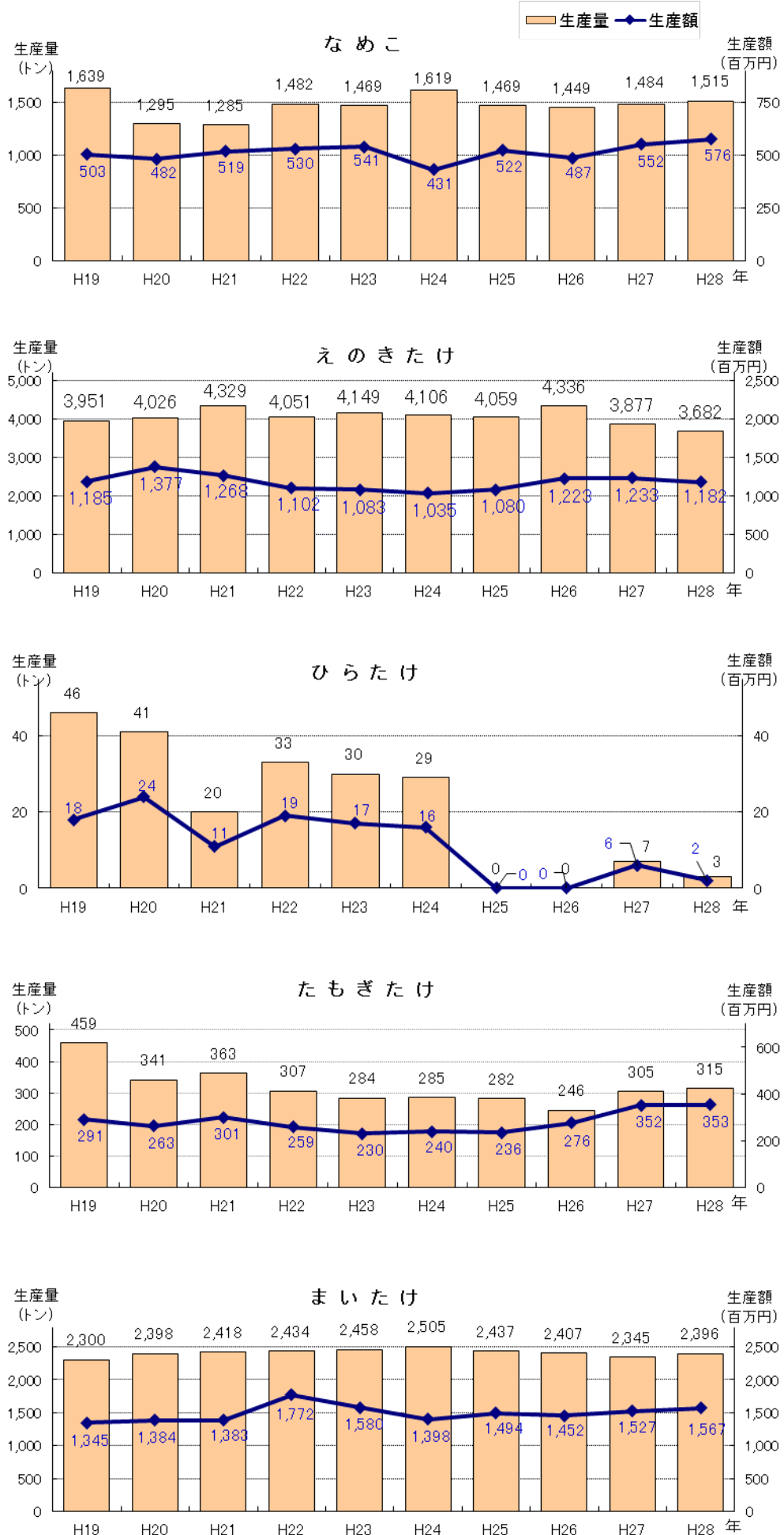
[表-3] 北海道のしいたけ以外のきのこの生産状況

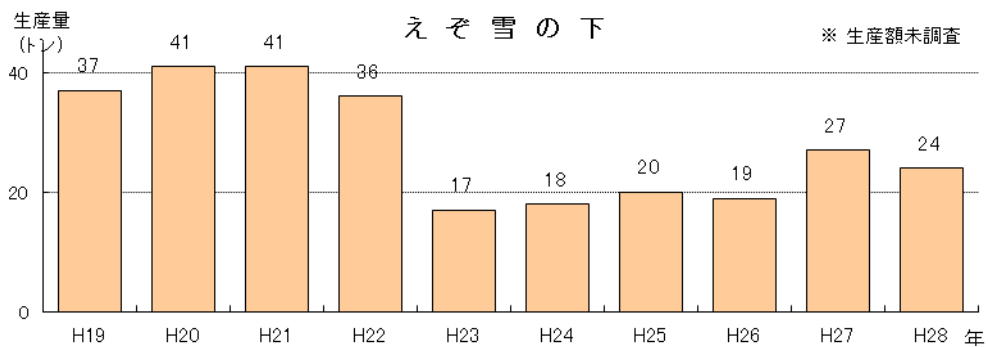
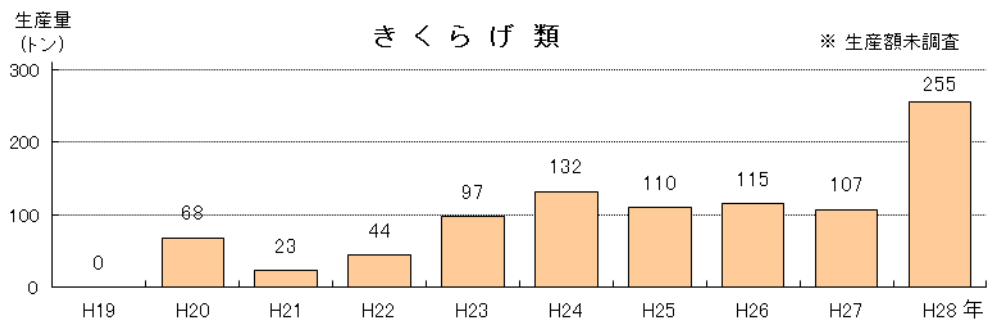
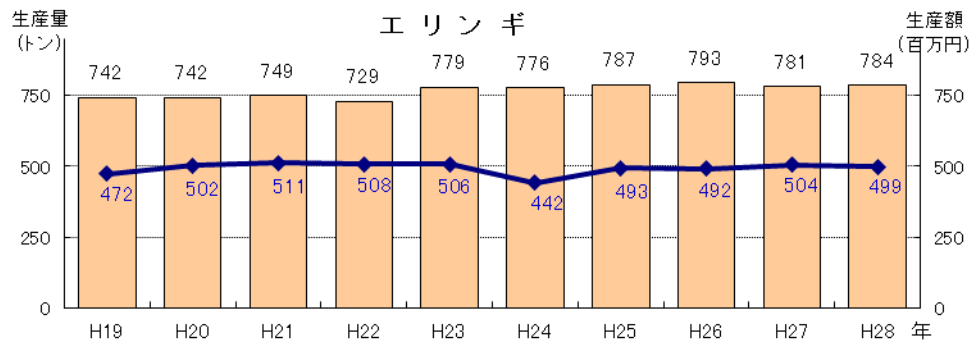
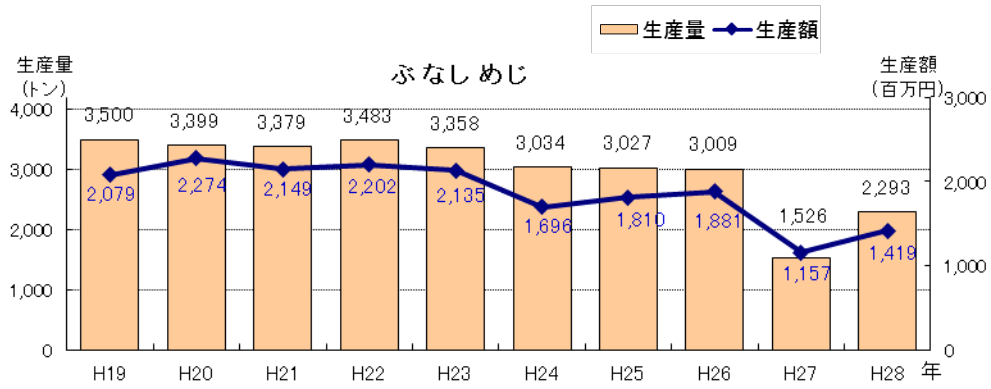
区分	生産量 (トン)	生産状況		生産額 (百万円)	特記事項
		都道府県別順位	主な生産市町村		
なめこ	1,515	第5位	愛別町 比布町 石狩市	576	<ul style="list-style-type: none"> 生産量は、ほぼ横ばいで推移している。 市場価格は、上昇傾向にある。
えのきたけ	3,681	第5位	愛別町 栗山町	1,182	<ul style="list-style-type: none"> 生産量は、やや減少傾向で推移している。 季節による需要の変動が大きい。 市場価格は、やや上昇傾向にある。
ひらたけ	3	第36位	旭川市	2	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年から2年間生産されていなかったが、平成27年から小規模に生産を再開。 市場価格は、上昇傾向から平成28年は大きく下落。
たもぎたけ	315	第1位	南幌町	353	<ul style="list-style-type: none"> 生産量は、ほぼ横ばいで推移している。 季節による需要の変動が大きい。 市場価格は、上昇傾向から直近3年は横ばい。
まいたけ	2,396	第5位	苫小牧市 愛別町	1,567	<ul style="list-style-type: none"> 生産量は、ほぼ横ばいで推移している。 市場価格は、やや上昇傾向。
ぶなしめじ	2,293	第10位	苫小牧市	1,419	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年は大規模工場が被災し減少したが、平成28年に復旧し、回復傾向。 市場価格は、ほぼ横ばいで推移。
エリンギ	784	第7位	苫小牧市	499	<ul style="list-style-type: none"> 生産量は、ほぼ横ばいで推移している。 市場価格は、ほぼ横ばいで推移。
きくらげ類	255	第1位	石狩市	—	<ul style="list-style-type: none"> 生産量は、大規模生産者が本格的に生産を開始したことから、平成28年に大きく増加している。
えぞ雪の下	24	—	愛別町	—	<ul style="list-style-type: none"> 生産量は、小規模生産が続いている。

※ きくらげ類、えぞ雪の下の生産額は未調査のため不明。また、えぞ雪の下は、えのきたけの原種の商品名であり、北海道内でのみ生産のため、全国順位はない。

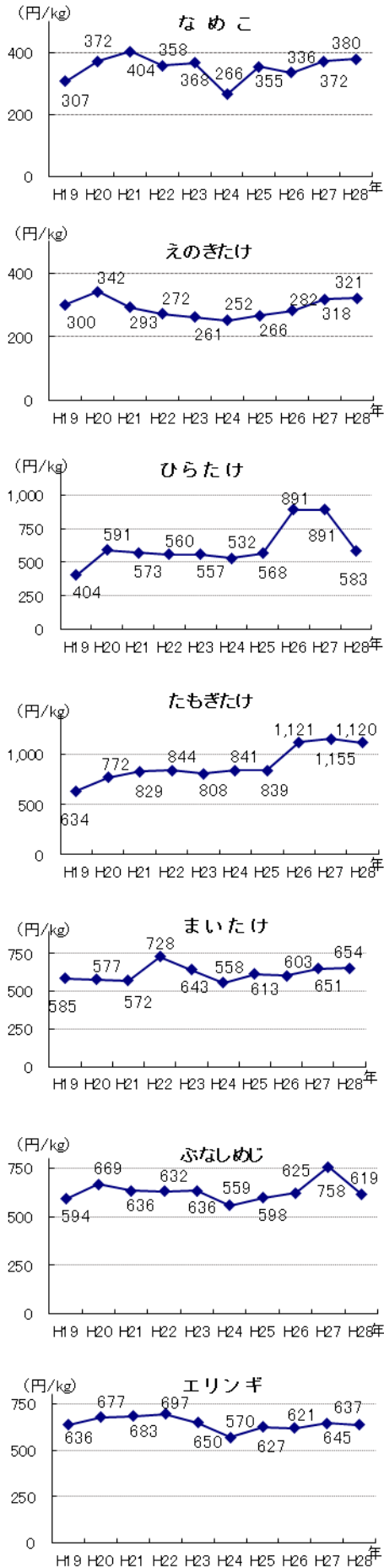
[図-12]

北海道のしいたけ以外のきのこ生産





[図-13] しいたけ以外のきのこの価格

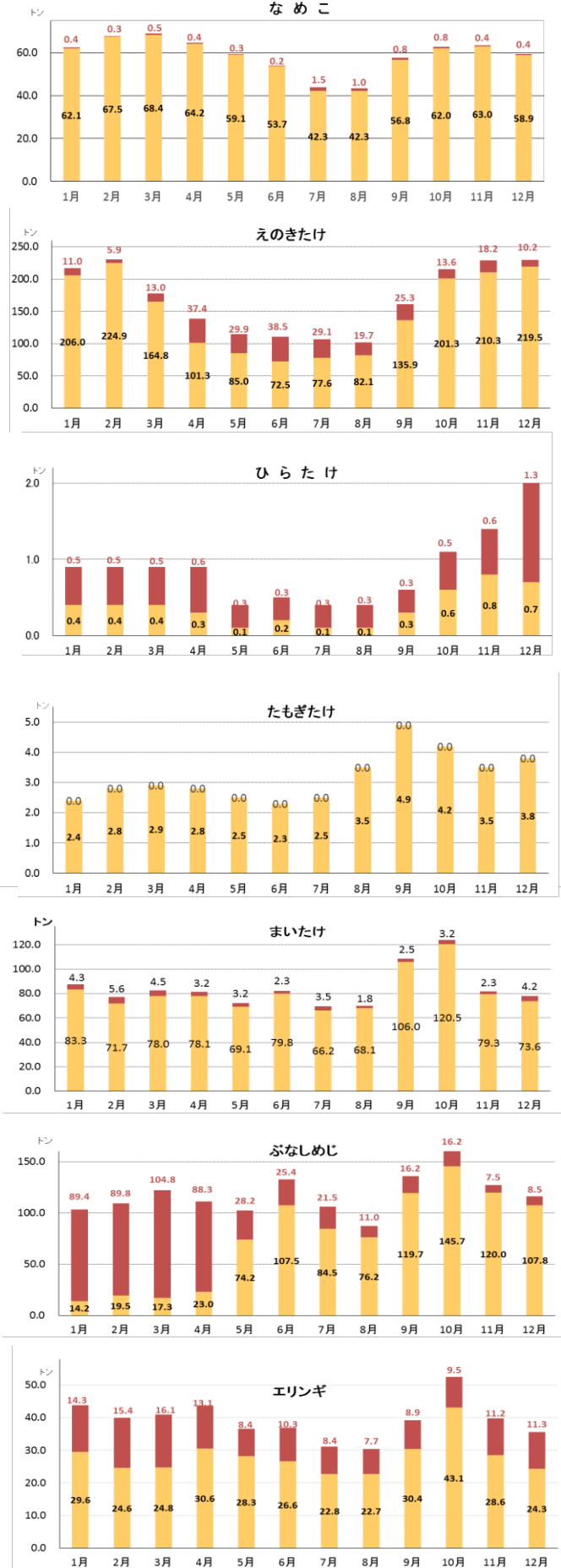


※ きくらげ類、えぞ雪の下については未調査

[参考資料-2]

月別市場取扱量

■ 道内産 ■ 道外産

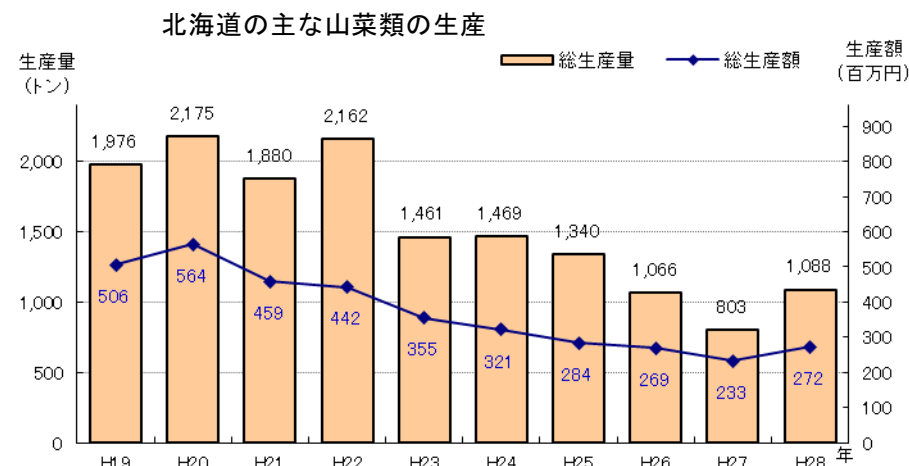


※ 道内の主な市場調査結果

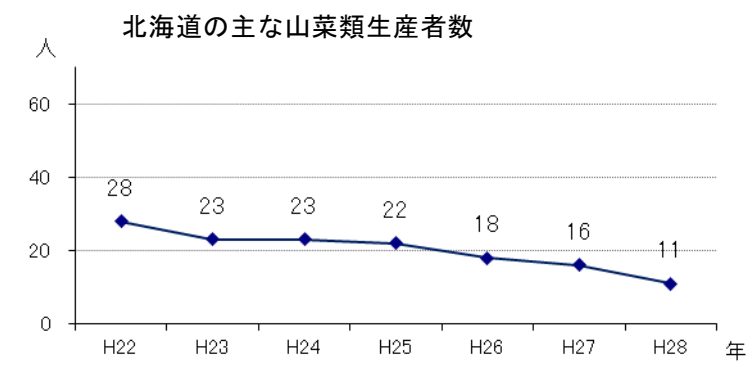
イ 山菜類

道内の山菜類の生産量は1,088トン、生産額は2億7千万円で、平成28年は前年に比べ増加したものの長期的に見ると減少傾向で、生産者数も34人と減少していることに加え、高齢化も進んでいる（図-14, 図-15）。

[図-14]



[図-15]

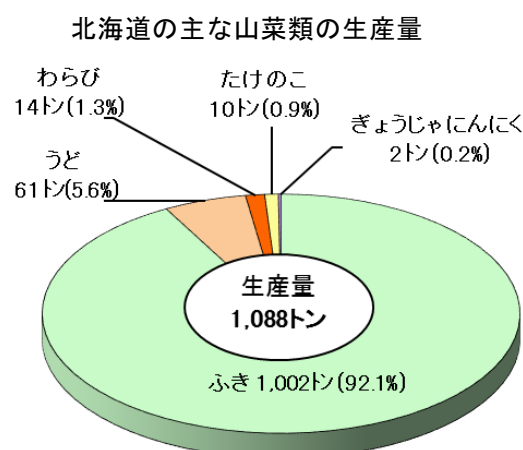


種類別では、ふきの生産量が1,002トンで最も多く、山菜類全体の92%を占めている。そのほか、うど、わらび、たけのこ、ぎょうじゃにんにく、わさび等が全道各地で生産されている（図-16）。

道内では天然物の採取が主流であるのに対し、全国的には、ふき、うどなどは人工栽培が主流である。

こうしたなか、道立総合研究機構森林研究本部林業試験場（以下「林業試験場」という。）では、農村地域の産業振興を目指し、山菜類の品種の育成と人工栽培技術の開発が進められている。

[図-16]



(2)課題

- ア きのこ類・山菜類の消費量を増加させるため、地産地消の取組などを通じた消費者への需要喚起や販売促進により需要を拡大することが必要。
- イ 消費者ニーズの変化に対応するため、新品種・新製品の開発、新規用途の研究や普及PRにより、新たな需要を創出することが必要。
- ウ きのこ類の栽培に使用する原料となる原木等の入手が困難な状況となりつつあることから、原料となる地域資源を把握するとともに、森林の整備等を通じて原料を安定的に確保することが必要。
- エ 生産者が減少傾向にあることから、労働環境や技術指導体制の整備を推進するなどして担い手を確保・育成することが必要。
- オ 輸入製品や道外製品に対抗するため、生産規模の拡大・効率化や付加価値向上により、競争力を強化することが必要。

2 木炭・木酢液・薪

(1) 現状

ア 木炭

全国の木炭流通量は約15万トンで、昭和30年代からの燃料革命により大きく減少した時期があったが、平成に入りレジャー用炭の需要増加などにより一時増加したものの、平成15年以降は再び減少傾向となっている。また、輸入製品が85%を占めている。

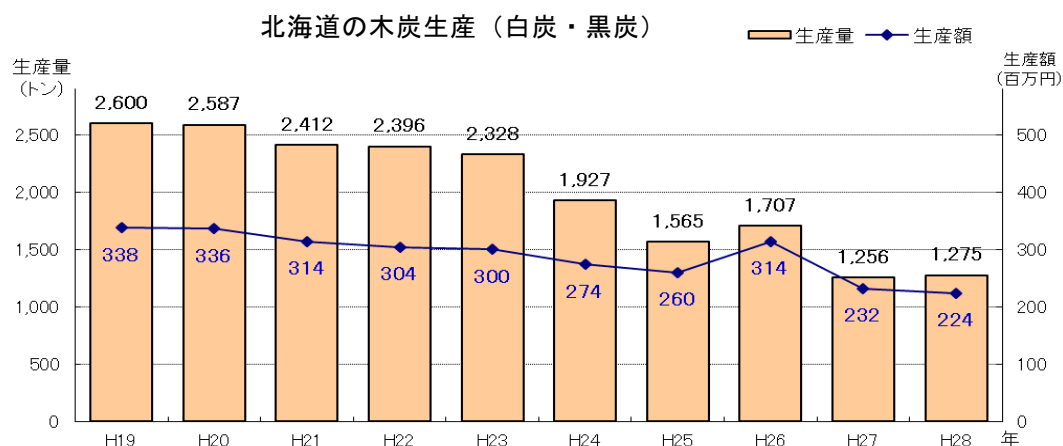
道内の木炭生産量（黒炭）は1,275トンで、全国生産量（白炭・黒炭）約1万トンの12%を占め、都道府県別では岩手県、高知県に次いで第3位となっている。

全国と同様に道内の生産量も、低価格な輸入製品の増加の影響などにより減少傾向で推移している。

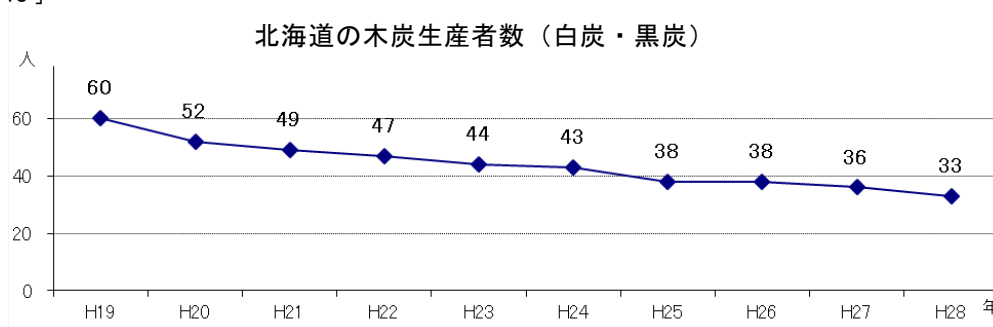
また、生産額は約2億円（図-17）で、生産者数も年々減少し、平成28年には33人で、この10年間でほぼ半減している（図-18）。

なお、全道規模の木炭の生産者組織としては、「一般社団法人北海道木炭協会」が木炭の品質の確保や生産の拡大、安定供給に向けた活動等を行っており、生産者の約6割が加入している。

[図-17]



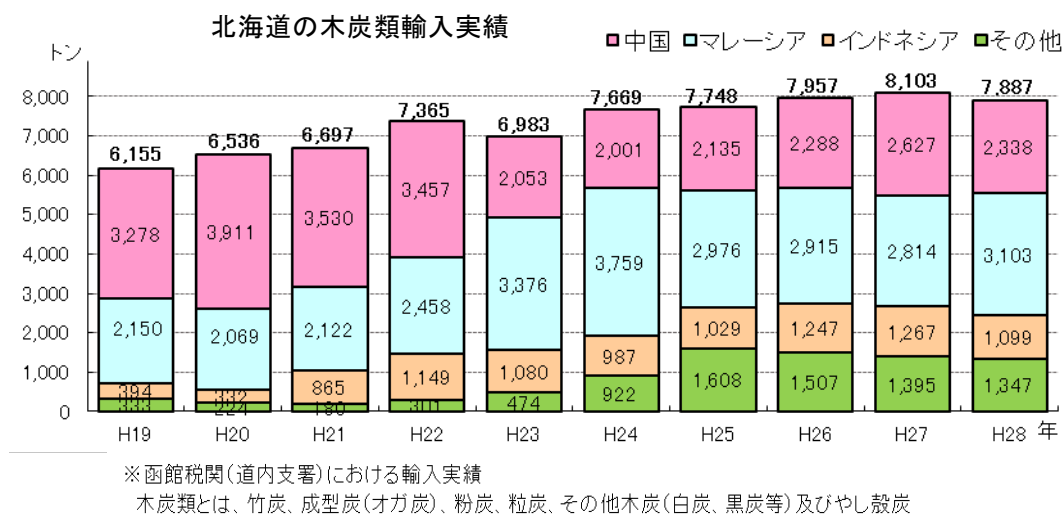
[図-18]



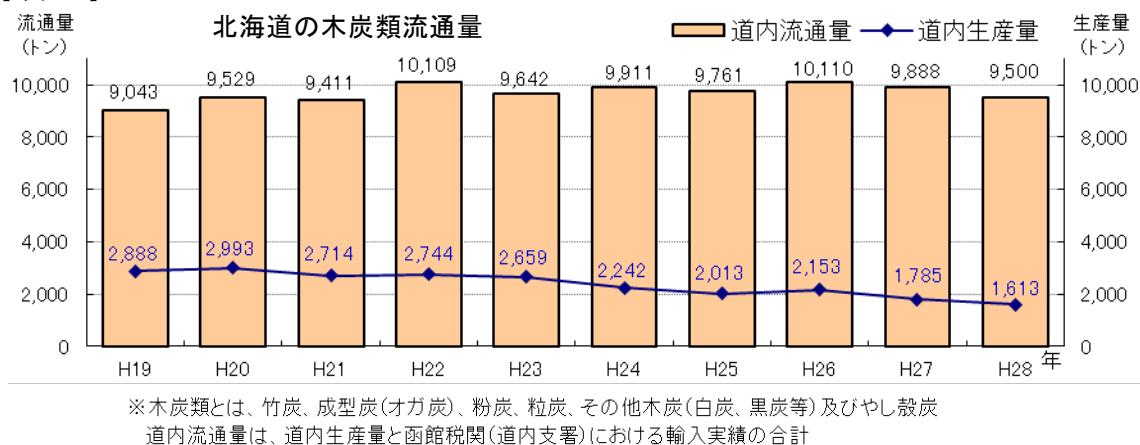
道内の輸入製品の状況は、7,887トンと、近年はほぼ横ばいで推移しており、国別の輸入量では平成22年までは中国、平成23年以降はマレーシアからの輸入が最も多くを占めている（図-19）。

道内で流通している木炭類のうち道産製品の占める割合は17%で、輸入製品との価格競争によりシェアは減少傾向にある（図-20, 図-21）。

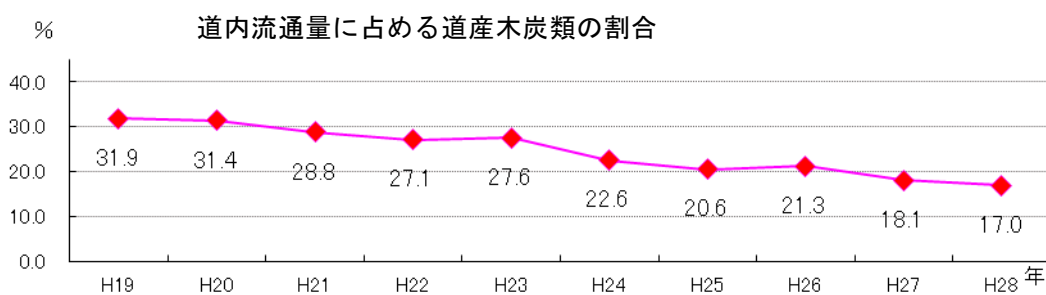
[図-19]



[図-20]



[図-21]



イ 木酢液

木酢液は木炭の副産物として生産されており、道内の生産量は36キロリットルで、年々減少傾向にあり（図-22）、全国生産量約3千キロリットルに占める割合は1%となっている。

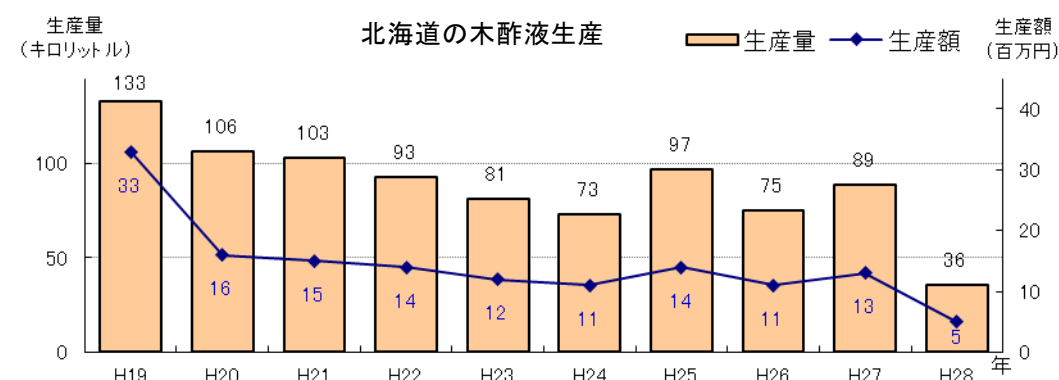
生産者数も減少傾向で、平成28年は8人で、この10年間でほぼ半減している（図-23）。

主に農業面での土壌改良や植物活性を目的として使用されているほか、入浴剤や化粧水など多方面での用途が広がってきているが、製法の違いなどにより品質にバラツキがあることや、成分や効能、用途の表示が統一されていないなど、品質への信頼性が不十分な面もあることから、新用途分野での消費定着、拡大が困難な状況になっている。

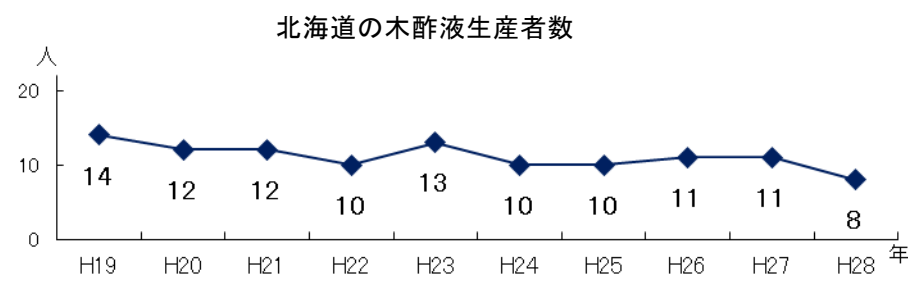
平成14年に農薬取締法が改正され、木酢液を農薬として利用する場合は特定農薬に指定されることが必要となったことから、国では有効成分の科学的な検証や利用側からの有効性などについてのデータを収集するなど、指定に向けた取組が継続されている。

また、業界団体が共同で設立した木竹酢液認証協議会によって品質の標準化が行われており、道内でも1者が認証を受けている。

[図-22]



[図-23]



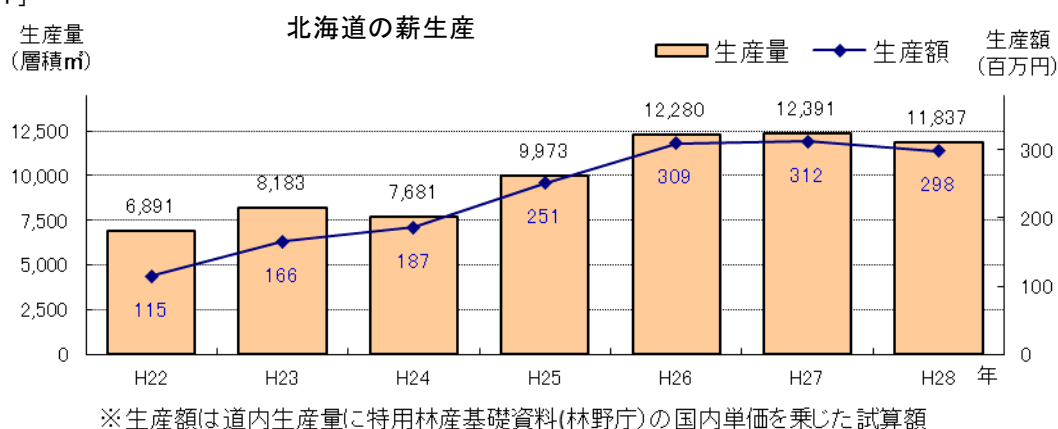
ウ 薪

全国の薪の生産量は約8万m³で、石油価格の高騰や消費者のエネルギー意識の変化などを背景に、一般家庭における個人利用のほか、飲食店や農業用ハウスなど業務用での利用も進んでいる。

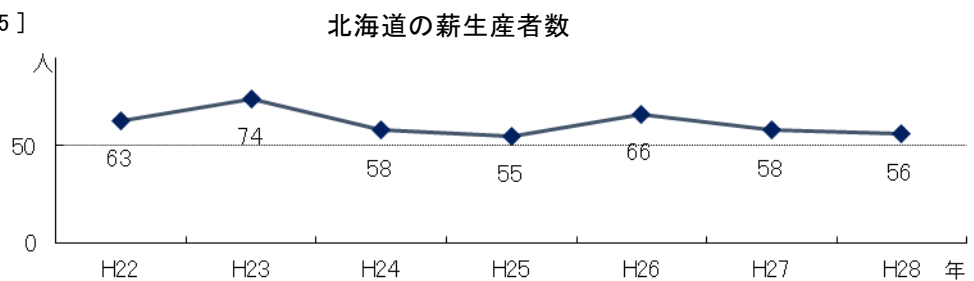
道内の薪生産量は11,837m³で、全国生産量の14%を占め、都道府県別では長野県、鹿児島県に次いで第3位となっており、統計を取り始めた平成22年以降は増加傾向で推移していたが、近年は全国と同様にほぼ横ばいとなっている（図-24）。

生産者数は56人で、平成22年以降はほぼ横ばいで推移している（図-25）。

[図-24]



[図-25]



(2) 課題

- ア 木炭の道産製品のシェアが年々低下しているため、地産地消の取組などを通じた消費者への需要喚起や販売促進により、需要拡大を図ることが必要。
- イ 消費者ニーズの変化に対応するため、新規用途の開拓や普及PRにより、新たな需要創出が必要。
- ウ 木炭や薪の原料となる原木の入手が困難な状況となりつつあることから、原料となる地域資源を把握するとともに、森林の整備等を通じて、原料を安定的に確保することが必要。
- エ 生産者が減少傾向にあることから、労働環境改善や生産技術の指導体制整備を推進するなどして担い手を確保・育成することが必要。
- オ 良質な製品を安定供給するため、生産規模の拡大・効率化や付加価値向上により、競争力を強化することが必要。

3 その他の特用林産物

(1) 現状

近年、特用林産物の様々な利用が進み、笹は、笹茶やオリゴ糖、笹エキスを活用した化粧品などが商品化されており、林産試験場が開発したオリゴ糖を抽出する技術が民間で活用されている。

また、樹木の樹液や葉も様々な用途に使用されており、シラカンバの樹液や葉は飲料用や石けんなどに、トドマツの枝葉部から抽出される精油はエッセンシャルオイルや芳香剤などに商品化されている。さらに、葉に芳香のあるヤチヤナギを利用した化粧品やチーズなども商品化されており、林業試験場が開発した苗木培養や芳香成分抽出の技術が活用されている。

伝統工芸の和紙の製造に使用されるノリウツギは、全国的に有名な和紙の産地でも調達に苦慮しており、道内の一部地域に自生しているノリウツギの資源情報への問い合わせが増加している。また、漆器などの木工品に使用されるうるしを道内で生産する取組が進められている。

これまで、漢方薬や健康食品に利用される薬用きのこや薬用植物は、その大半を中国等からの輸入に頼ってきたが、安全性や安定的な生産を望む声から国産化の動きが高まってきており、道内でもレイシやブクリョウといったきのこ類、エゾウコギやキハダといった木本類の生産または生産に向けた取組が進められている。

そのほかにも、6次産業化により栗を高級菓子の材料として利用するなど、付加価値の高い製品への利用や生産拡大に向けた取組が進められている。

(2) 課題

ア 多種多様で特殊な製品であり、一般流通していない製品も多く情報に乏しいため、広く情報収集・情報発信することが必要。

第4 特用林産振興のめざす方向と推進方策

道では、これまでの取組成果や最近の情勢の変化、課題等に基づき、今後の特用林産物の生産の振興に関する基本的な考え方として、次の2つのめざす方向と特用林産振興の指標を示すとともに、次の方策を講じるものとする。

1 特用林産振興のめざす方向

地産地消の取組などを通じた消費拡大や新たな需要創出により道産特用林産物の需要を拡大するとともに、原料の安定確保や担い手の確保・育成、生産体制の強化により、良質で安全・安心な道産特用林産物の安定供給をめざす。

<めざす方向>

- ・道産特用林産物の需要拡大
- ・良質で安全・安心な道産特用林産物の安定供給

目標の指標として次の項目を設定する。

<特用林産振興の目標の指標>

指標：きのこ生産量

目標値：平成38年 23,000トン

(参考) 平成28年 19,155トン

特用林産振興の目標の指標の考え方

「指標」

道内の特用林産物全体の生産額のうち、きのこの生産額が96%を占めていることから、平成38年のきのこ生産量を目標の指標とする。

「目標値の考え方」

道内で栽培されている主なきのこの種類毎に、平成23年と平成28年の生産量を比較して、9年後の平成38年の目標を設定することとし、生産量が増加しているしいたけなどについては新たな生産体制の整備などを進め、平成38年まで同様の傾向で生産量の増加を継続させることをめざす。

また、生産量が減少しているえのきたけなどについては、需要拡大などの取組を重点的に実施し、平成23年から平成28年における最大生産量まで増加を図ることを目標とする。

2 特用林産振興の推進方策

(1) 道産特用林産物の需要拡大

ア きのこと類・山菜類

消費者に対し、道産きのことや山菜の安全性のPR等による需要喚起や新たな販路の開拓による消費拡大に向けた取組を実施するとともに、消費者ニーズに応じた製品開発による新たな需要の創出を推進することにより、需要の拡大を図る。

<消費者への普及・PRなどによる需要喚起>

- ① 食育や木育のイベント等と連携した普及・PRを推進
- ② 認証制度（GAP、HACCP、JAS等）の普及を通じた道産きのこと類・山菜類の品質の高さや安全性のPRを推進
- ③ 地域の農産物等と連携した地産地消の取組を普及
- ④ 健康食品のブランドであるヘルシーD○認定製品などの新たな製品のPRを推進
- ⑤ 道産のブランド力を活かした道外での消費拡大に向けたPRを推進

<新たな販路の開拓による消費拡大>

- ⑥ 飲食店や学校給食などでの地産地消の取組による消費拡大を推進
- ⑦ 6次産業化による高付加価値製品の販売を促進
- ⑧ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした販売を促進

<消費者ニーズに応じた製品の研究>

- ⑨ 消費者ニーズの把握と、ニーズに応じた新品種・新製品の開発や新規用途の研究を推進

イ 木炭・木酢液・薪

木炭は輸入製品との差別化、木酢液は需要の開拓、薪はボイラー等での利用などを推進することにより、需要の拡大を図る。

<消費者への普及・PRなどによる需要喚起>

- ① 木育のイベント等と連携した普及・PRを推進
- ② 消費者に木炭・木酢液に関する正しい知識を伝えることにより道産製品のPRを推進

<新たな販路の開拓による消費拡大>

- ③ 飲食店などでの道産木炭の品質の高さを活かした利用促進
- ④ 公共施設や農業施設等での地産地消の取組による利用促進

<消費者ニーズに応じた製品の研究>

- ⑤ 消費者ニーズの把握とニーズに応じた木炭や木酢液の新規用途開拓を推進

ウ その他の特用林産物

用途や種類など多種多様な特用林産物の利用状況について情報収集・情報発信することにより、様々な道産特用林産物の需要の拡大を図る。

＜森林資源の有効活用を図るための情報収集・情報発信＞

- ① 多種多様な特用林産物の利用状況等についての情報収集・情報発信を推進

(2) 良質で安全・安心な道産特用林産物の安定供給

ア きのこと類・山菜類

入手が困難になりつつあるきのこ生産の原料となる原木等の安定的な確保や、生産技術の習得などの環境づくりによる担い手の確保・育成、生産体制の整備による競争力の強化を推進することにより、良質で安全・安心なきのこと類・山菜類の安定的な供給を図る。

＜森林の整備等と情報の共有による原木等の安定確保＞

- ① きのこと生産の原料となる原木等の供給に関する情報と生産者の利用に関する情報を共有することによる原木等の安定確保を推進
- ② きのこと生産の原料となる原木等の持続可能な資源確保に向けた森林整備等の推進
- ③ 道内における種菌の製造、販売手法に関する検討を推進

＜環境づくりによる担い手の確保・育成＞

- ④ 生産者の組織化や共同化の推進及び研修等の実施による経営の安定を推進
- ⑤ きのこと栽培に関する指導や研修の実施による生産技術の習得に向けた取組を推進
- ⑥ G A Pの取組を通じた労働安全の確保を推進

＜生産体制の整備による競争力強化＞

- ⑦ 生産・出荷施設の整備による生産の効率化を推進
- ⑧ 6次産業化の推進による高付加価値化を推進
- ⑨ 認証制度（G A P、H A C C P、J A S等）の取組や食品表示法の遵守を通じた安全性の高い製品の生産を推進

イ 木炭・木酢液・薪

入手が困難になりつつある原木の安定的な確保や、生産技術の習得などの環境づくりによる担い手の確保・育成、生産体制の整備による競争力の強化を推進することにより、良質で安全・安心な木炭・木酢液・薪の安定的な供給を図る。

<森林の整備等と情報の共有による原木の安定確保>

- ① 木炭や薪に使用する原木の供給に関する情報と、生産者の利用に関する情報を共有することによる原木の安定確保を推進
- ② 木炭や薪に使用する原木の持続可能な資源確保に向けた森林整備等の推進

<環境づくりによる担い手の確保・育成>

- ③ 生産者の組織化や共同化の推進及び研修等の実施による経営の安定を推進
- ④ 木炭や薪の生産に関する指導や研修の実施による生産技術の習得に向けた取組を推進

<生産体制の整備による競争力強化>

- ⑥ 生産施設の整備による生産の効率化を推進
- ⑦ 産地や品質の表示による付加価値の高い製品の生産を推進

ウ その他の特用林産物

用途や種類など多種多様な特用林産物の生産状況について情報収集・情報発信することにより、様々な道産特用林産物の安定的な供給を図る。

<森林資源の有効活用を図るための情報収集・情報発信>

- ① 多種多様な特用林産物の生産状況や新技術等についての情報収集・情報発信を推進

第5 推進体制と道及び関係者等の役割

1 推進体制

道は、生産者や流通関係者、消費者、学識経験者、行政などで構成する北海道特用林産振興懇談会において、特用林産振興のあり方や特用林産物の生産及び流通の改善、消費者への情報提供などについて意見交換しながら本振興方針を推進するほか、本道の特用林産物を取り巻く環境の変化など、必要に応じて本振興方針の見直しを行う。

なお、本振興方針を推進するためには、生産者をはじめ流通関係者、試験研究機関、消費者、行政などの役割分担を明らかにし、関係者等が相互理解と協力のもと、特用林産物の生産振興に取り組んでいくことが必要である。

2 役割

(1) 道

- ア 消費者への特用林産物の利用拡大に向けた需要喚起
- イ 消費者への各種認証制度等の役割について情報発信
- ウ 生産者への各種支援制度の情報発信や施設整備等への支援
- エ 生産者への各種法令等の周知
- オ 生産者のGAP導入を推進
- カ 特用林産振興に向けた関係機関（国、市町村、関係団体等）との調整
- キ 特用林産に関する統計調査の実施と調査結果の公表

(2) 生産（加工）者、生産者団体

- ア 良質で安全・安心な特用林産物の生産と供給
- イ 消費者への特用林産物の利用拡大に向けた需要喚起
- ウ 特用林産物の販路拡大に向けた取組の実施
- エ 原木等の安定確保に向けた森林整備等の取組の実施
- オ 生産技術向上や経営安定を図るための研修等の実施
- カ 付加価値向上に向けた6次産業化等の取組の実施
- キ 生産規模拡大や生産の効率化に向けた施設の整備
- ク GAPの導入と実践
- ケ 統計調査への協力

(3) 流通関係者

- ア 地産地消の取組への協力
- イ 生産者団体等が実施する普及・PRイベント等への協力
- ウ 統計調査への協力

(4) 試験研究機関

- ア 新品種・新製品の開発や新規用途の研究
- イ 新品種・新製品および新技術等の情報発信
- ウ 生産者への技術支援

(5) 森林所有者等

- ア 特用林産物及び原木等の安定供給への協力
- イ 持続可能な資源確保に向けた森林整備等の推進

(6) 消費者

- ア 特用林産物に関する普及・PRイベントへの参加
- イ GAP等の各種認証制度の理解
- ウ 安全・安心な道産特用林産物の積極的な利用

用語解説 (1/2)

特定農薬

平成14年12月に改正された農薬取締法第2条第1項に基づき、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして、農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬。

特用林産物

食用の「しいたけ」、「えのきたけ」及び「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類（じゅじつるい）及び山菜類等、非食用のうるし及び木ろう等の伝統的工芸品の原材料並びに竹材、桐材及び木炭等の森林原野を起源とする生産物（一般に用いられる木材を除く。）の総称。

ヘルシーD○（北海道食品機能性表示制度）

北海道庁が創設した健康食品（機能性食品）のブランドで、平成25年度に全国で初めて実現した「自治体版の機能性表示制度」。

北海道内で製造され、且つ機能性成分についての科学的な研究が行われた食品には、パッケージ等に北海道庁が認定する「ヘルシーD○」のマークを表示することが可能。

6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

GAP

「Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）」の略称。

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

GAPを取り入れる（実施する）ことにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されるもので、農林水産省からGAPを導入・実践する際の目安となる「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」が提示。

GAP認証

GAPが正しく実施されていることが確認されたことを第三者機関が証明する制度。

その種類には「GLOBAL G. A. P.」「ASIA GAP（旧：JGAP Advance）」「JGAP（旧：JGAP Basic）」などがあり、例示した認証を受けて生産された農産物は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」を満たすものと認められる。（JGAPについては認められる見込み）

HACCP（ハザップ）

「Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）方式」の略称。

食品の衛生管理手法の一つ。食品の製造業者が原材料の受入から最終製品に至る一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するという手法。

✚ J A S 制度

「農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）（以下「JAS法」という。）」に基づいて、農林物資の①品質の改善、②生産の合理化、③取引の単純公正化及び④使用又は消費の合理化を図るため、食品表示法（平成25年法律第70条）による措置と相まって、一般消費者の選択に資し、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とした制度。

《食品表示法（平成25年法律第70号）》

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、「食品衛生法」、「JAS法」及び「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として創設され、平成27年4月1日から施行。

《参考》

平成27年4月の食品表示法の施行に伴い、JAS法の食品表示に関する規定が食品表示法に移管されるとともに、JAS制度で取り扱っていた“しいたけ”や“乾しいたけ”などの品質表示基準が廃止され、「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」に移管。

また、JAS法の名前も「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」から「農林物資の規格化等に関する法律」に変更。

✚ J A S 規格制度

農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）による検査に合格した製品にJASマークを貼付することを認める制度。

《きのこ栽培に係るJAS規格》

- 有機農産物の日本農林規格（平成29年3月27日農林水産省告示第1605号）